

ちばやあかさか

昭和50年2月10日

第32号

編集と発行

千早赤阪村役場

観光課広報係

☎ 2-0081



出 合 戎

出合藤森戎神社……楠木正成の創建、現社殿は正平14年（1359年）

下赤坂城攻防戦の際焼失し後再建されたもの。

（大祭 1月10日）

＜人の動き＞

世帯数 1142戸 人口 5086人 男 2450人 女 2636人

（2月1日現在）

ご存じですか

国民年金の話

長い人生では職業のかわることがよくあります。職業がかわり加入すべき年金制度がかわって、一つの制度では年金をうける資格期間が満たせない場合でも、それぞれの加入期間を通算して二十五年以上（年令に応じて二十四年から十年に短縮されます）になれば、それぞれの制度から通算老齢年金がうけられます。

したがって、一年や二年であっても納めた保険料は将来少しもムダになりません。

なお、国民年金に加入をして保険料を滞納した期間、あるいは厚生年金に加入をしていたが退職をして脱退一時金をうけた期間は通算の対象期間とはなりません。

年金制度は通算されます!!

国民年金は、年をとったときや病気やケガで働けなくなったときなどに、年金を支給して生活の安定をはかる制度です。

国民年金には、二十才以上六十才未満の日本国民は必ず加入することになっていきます。（ただし、厚生年金や共済組合などに加入している人は国民年金に加入する必要はありません）

保険料は月一、一〇〇円で六十才になるまで納めます。

受けられる年金は、年をとったときに老齢年金、病気やケガで身体障害者になったときに障害年金と主人に先立たれた、母子家庭になったときに母子年金などがあります。

20才になったら国民年金に加入しましょう

加入の手続きは簡単ですから、今すぐにでも印かんをもって国民年金係までお越しください。

重い障害で20才になつた方は障害福祉年金が支給されます

二十才になるまでの病気や、ケガがもとで、おおむね次に該当する程度の重い障害のある方が、二十才になると障害福祉年金が支給されます。

◆一級

両腕切断、両足切断、全く目が見えない、全く耳が聞えないまたは精神障害などで日常生活が自分だけでできない程度

◆二級

片腕切断、片足切断、または目、耳の障害、あるいは結核、精神障害などで日常生活に著しい不自由をきたす程度。

③障害の種類や程度は、この他たくさんありますから、役場の国民年金係までお問い合わせください。

◆年金額

一級 一三五、六〇〇円
(月額) 一一、三〇〇円
二級 九〇、〇〇〇円
(月額) 七、五〇〇円

なお、福祉年金は全額国の負担で支給されるものですので、本人や扶養義務者に多額の所得があるときは支給が、止められることがあります。

村議会の動き

昭和四十九年十二月十八日より二十一日まで会期をもち、二十三議案の全議案について可決、承認されました。

◎議案第五十四号／五十八号

この五議案は、昭和四十八年度千早赤阪村一般会計及び特別会計（国保、直診、索道、水道）の決算認定の件であり、議会選出の松本晴次議員の監査報告に続き質疑答弁の結果承認されました。

（詳細は広報十二月号に記載）

◎議案第六十号

村道役場上東阪線改良工事請負契約について
指名競争入札にて吉建興業が一九、二五〇千円で落札。工期は昭和四十九年十一月十九日から五十年三月三十日までです。

◎議案第六十一号、六十二号

自然休養村農道整備事業赤阪城跡、西浦高塚農道工事請負契約について

面農道共に指名競争入札で赤阪城跡農道整備は、中島組が五二、七〇〇千円で落札、西浦高塚農道整備は、宮城組が一〇、〇〇〇千円にて落札、工期は共に昭和四十九年十二月七日から昭和五十年三月三十一日までです。

◎議案第六十三号

千早赤阪村消防費しゅつ金支給条例の一部改正について
消防団員の方々が、この危険な職務を遂行して傷害を受けそのために殉職された場合に支給される給付額が増額されます。

◎議案第六十五号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

人事院勧告による給与改定及び諸手当の改正です。

◎議案第六十六号

昭和四十九年度千早赤阪村期末手当の支給に関する条例制定について

今回限りの時限立法として、昭和四十九年十二月における期末手当の支給割合を定めたものです。

◎議案第六十七号から七十号

昭和四十九年度千早赤阪村一般会計、特別会計（国保、索道、水道）歳入歳出予算補正について
右記議案六十号／六十六号による予算補正であり、一般会計総額では現計予算総額は六八〇、八九六千円、国保特別会計では現計予算総額は二九、五四一千円、普通索道事業特別会計では現計予算総額は七、一二三千円、水道事業

会計では現計予算総額は二八、九四六千円となります。

◎議案第七十一号

学校施設の譲渡に関する契約の締結について

（仮称）小吹合小学校の建設後に大末建設と千早赤阪村との間に譲渡についての契約の締結です。

◎議案第七十二号

監査委員の選任について

東阪三四五番地の大橋啓三氏の再任について同意されました。

◎議案第七十三号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

森屋九九番地の葛本清脩氏、吉年一〇二番地道田一次氏、東阪一〇四六番地清井彰夫氏が選任について同意されました。以上定例会において可決、承認を受けました主なるものです。

案内

あれこれ

妊婦教室

生まれてくる赤ちゃんの期待が大きければ、それだけの心配や不安がつきものです。そういう皆様のために、毎月、富田林保健所で妊婦教室が開かれています。

日時、その他は次のとおりです。で、参加して下さい。

日時：毎月第一・第二・第三火曜日、午後一時三十分より（必ず三回出席して下さい）

場所：富田林保健所二階講堂

内容

①映画「芽ばえる生命」

②妊産婦体操 ③和痛分娩方法

④歯科衛生

⑤第二火曜日

⑥妊娠お産について

⑦お産の準備

⑧赤ちゃんのお風呂

⑨第三火曜日

⑩赤ちゃんの育て方と衣類

⑪産後の生理・衛生

⑫妊娠中の栄養

⑬産後の家族計画

※母子手帳をもって出席して下さい。

※日時で、第一火曜日が祝祭日の場合は、その次の月の第一火曜日、月の第二火曜日が祝祭日の場合はその次の月の第二火曜日、第三火曜日が祝祭日の場合はその次の月の第三火曜日になります。

税金の申告は

早めに!!

昭和四十九年分所得税、府民税の申告は、二月十七日から三月十五日までです。所得税の確定申告をした人は、事業税・住民税の申告はいりません。そのほか、財産などをもらった人は、「贈与税」、土地・建物などを売った人は、「譲渡所得税」の申告を三月十五日までにして下さい。申告のご相談は、税務署・役場税務課・納税協会・及び富田林商工会へどうぞ。

「所得などの計算方法」や「申告のしかた」などについて、無料でご相談に応じております。

住民税申告書の出張受付について

昭和四十九年分（昭和五十年年度課税）村民税、府民税は、昭和五十年一月一日現在、本村に住所を有する方で、所得のあった人に課税されますので、来る二月十七日より三月十五日までに役場税務課へ申告書を提出して下さい。（ただし、給与所得のみの方と、所得税の確定申告をされた方は除きます）

郵便による不在者投票制度確立

対象者は重度の身体障害者に限定

今回の法改正は、身体に重度の障害がある者に対して、健全者と同じように選挙権行使の機会を与えることを目的としています。

そして重度の身体障害者の範囲及び郵便投票証明等については、昭和五十年一月二十日から施行され、投票用紙及び投票用封筒の請

求及び交付・投票の方法等については、昭和五十年三月一日から施行されます。

(1)郵便による不在者投票制度の内容
選挙人て重度の身体障害者（身体障害者福祉法第四条の身体障害者又は戦傷病者特別援護法第二条一項の戦傷病者）の投票については、その現存する場所での投票させる方法に改正されました。

(2)身体に重度の障害がある者の範囲
郵便による不在者投票のできる者は、身障者手帳・戦傷病者手帳の交付された選挙人に限られます。具体的には、一・二級の両下肢等の障害、一・三級の内臓又は呼吸器障害と手帳に書かれている者がその範囲に該当します。

(3)郵便投票証明書の発行
郵便による不在者投票をするには郵便投票証明書が必要です。その方法は、自分で署名した申請書を手帳と共に市町村の選挙の委員長へ提出して行なわなくてはならない。そして委員長は、書類等の審査により重度身体障害のある選挙人と認めた場合は、郵送で証明書を発行します。

郵便投票証明書は、交付日から四か年有効です。
(4)投票用紙・投票用封筒の請求及び交付について
投票用紙・投票用封筒の請求は選挙期日前四日までの間に、選挙の委員長に対して選挙人が書いた請求書と郵便投票証明書を提示して行なうことになっています。請求は、選挙期日の告示又は、公示前でもできます。

(5)郵便による不在者投票の方法
投票の方法は、選挙人が現存する場所から候補者の名前を一人書き、外封筒に入れ封をし、表に投票年月日・場所をして自分の名前を書いて行ないます。投票用紙を市町村の選挙へ送る場合は、必ず郵便で送らなくてはならない。

(6)罰則規定について
郵便による不在者投票の選挙人の投票について、干渉・秘密侵害が行なわれたときは、公選法の投票開票罪及びそのせん動罪の規定が適用されます。

くわしくは千早赤阪村選挙管理委員会事務局（総務課内）まで
電話二〇〇八一

毎月十五日は 近畿交通安全デー



国土利用 計画法施行

土地の売買には
届出が必要

国土利用計画法は、昨年十二月二十四日に施行されました。この法律は、健康で文化的な生活環境の確保や国土の均衡ある発展を基本理念として国土の総合的かつ計画的な利用を図ることを目的として制定されたもので①国土利用計画・土地利用基本計画の作成②土地の取引の規制措置③遊休土地の有効利用措置を講ずることがうたわれています。これは従来のような無秩序無制限な住宅地造成、単なる地価高騰をねらった土地取引、未利用のまま放置してある遊休地等による土地利用の混乱を解消し、土地の有効かつ適切な利用を目的として豊かな生活環境づくりをしようとすることをねらったものです。

1 国土利用計画・土地利用基本計画の作成

国土利用計画としては、全国計画、都道府県計画・市町村計画の三つがあり、全国計画を中心として国・都道府県・市町村の三者がそれぞれの計画について相互に連絡、意見調整をはかることにより

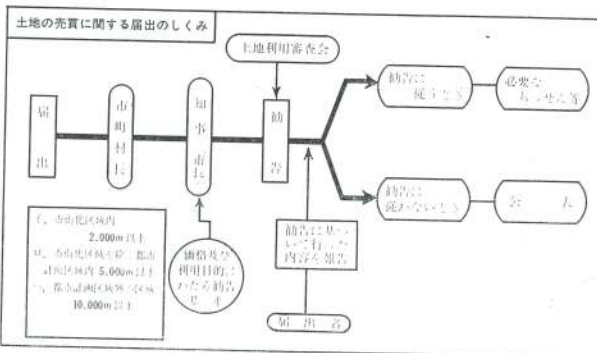


よりよい国土利用についての姿を浮かびあがらせることができます。また都道府県の区域について、それぞれ都市地域・農業地域・森林地域・自然公園地域・自然保全地域の五地域を定め、各地域の土地の有効利用をはかる土地利用基本計画を策定することになっています。

2 土地取引の規制措置

△土地取引の届出制▽

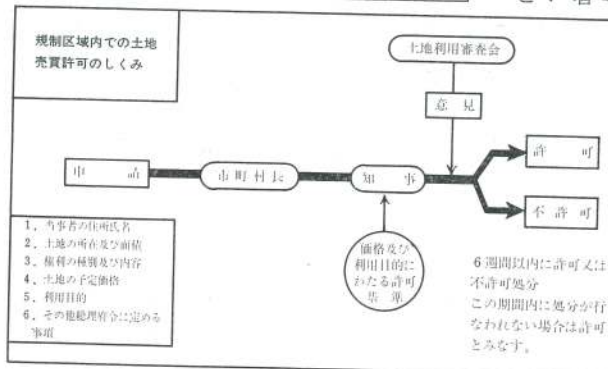
一定規模(都市計画法による市街化区域にあつては二、〇〇〇平方メートル、市街化調整区域にあつては、五、〇〇〇平方メートルその他の区域にあつては一、〇〇〇



〇〇平方メートル)以上の土地の売買などの契約をしようとするときは、当事者は当該土地の所在する市町村長を経由して土地売買等の届出書を都道府県知事に提出しなければなりません。また、届出を受けた都道府県知事は、土地利用審査会の意見を聞いて土地売買の予定価格や取引土地の利用目的を十分審査し、必要と認めた場合は土地取引の契約締結の中止、取引価格の引き下げ等について勧告いたします。当事者に勧告がされても、なお従わないときは、勧告内容を公表することになります。

△規制区域の指定▽

都市計画区域にあつては、その全部または一部の区域で土地の投機的取引が相当範囲にわたって集中して行なわれ、又はそのおそれがあり、及び地価の急激な上昇やそ

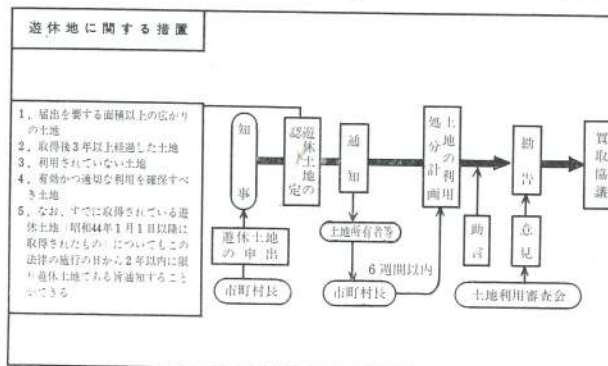


のおそれがある地域とか都市計画区域外の地域でもそのような事態が生ずると認められるときは、知事は五年以内の期間を限定して土地の取引の規制区域とすることができるとなっています。規制区域に指定されますと、区域内の土地の売買はすべて知事の許可が必要となります。

3 遊休土地の有効利用措置

遊休土地についても有効利用を促進するための制度が定められています。

一定規模以上(届出制と同じ)の土地で法施行後に取得されて以後三年間未利用の土地について、都道府県知事は、みずからあるいは市町村長の申し出にもとづき遊休土地であることを認定し、土地



所有者に対してこの旨を通知します。この遊休土地の認定を受けた土地所有者は、その土地の有効かつ適切な利用方法についての計画書を六週間以内に市町村長を経由して都道府県知事に届け出なければならず、その際都道府県知事は、その計画について助言、勧告ができることになっています。また、この遊休土地の規定は、昭和四十四年一月一日以降に取得した土地で、なお未利用のものについても、法施行後二年間に限って適用されます。

お問い合わせは

役場総務課 二〇〇八一
または大阪府庁企画部土地利用対策室 二〇六九四一〇三
五一番(代表)まで

歳末たすけあい運動実績報告

昨年末、実施致しました歳末たすけあい運動には村民の皆様方に善意のご援助を賜わり好成绩を得ましたことに厚くお礼申し上げます。なお、助け合い義援金と配分は次の通りです。

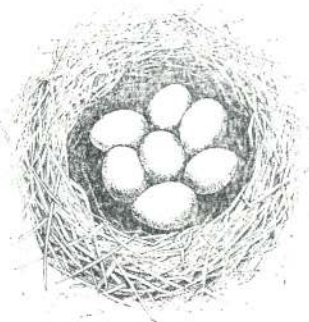
▽収入の部		一五五五・〇〇円
内訳		
義援金	松本 晴次	一・〇〇〇円
村社協補助金	松本建具店	一・〇〇〇円
	松本 昌親	一・〇〇〇円
	溝花 輝一	一・〇〇〇円
	山田 忠廣	一・〇〇〇円
▽配分の部		一四三・五〇〇円
内訳		
生活保護家庭	大橋 明俊	一・五〇〇円
四七人	大橋 啓三	一・〇〇〇円
就学援助児童	大橋 慶二	三・〇〇〇円
五一人	大橋 良一	二・〇〇〇円
施設等措置者	清井 彰夫	一・〇〇〇円
八人	清井 義雄	一・〇〇〇円
差引残金	伏井 猛朗	二・〇〇〇円
	伏井 和子	一・〇〇〇円
村善意銀行に預託		一・〇〇〇円
大字中津原		
尾花 順治	一・〇〇〇円	
奥野 幸夫	三・〇〇〇円	
杉田 慶輝	三・〇〇〇円	
大字吉年		
道城 武司	一・〇〇〇円	
大字小吹		
植田 政子	一・〇〇〇円	
倉畑 耕三	一・〇〇〇円	
武田 伊三	三・〇〇〇円	
中岡 秀雄	三・〇〇〇円	
保田 正和	一・〇〇〇円	
大字森屋		
内田 梅吉	一・〇〇〇円	
内田紙器KK	五・〇〇〇円	
大字東阪		
岡本 勇	一・〇〇〇円	
武部 良直	一・〇〇〇円	
東條 進一	一・〇〇〇円	
東條 政子	一・〇〇〇円	
藤浦信太郎	一・〇〇〇円	
大字水分		
大溝 巖	一・〇〇〇円	
岡山 広次	一・〇〇〇円	
加藤 政雄	一・〇〇〇円	
かつらぎ	一・〇〇〇円	
カントリークラブ	一・〇〇〇円	
小松 清作	一・〇〇〇円	
大成道路KK	一・〇〇〇円	
仲谷 頼之	一・〇〇〇円	
山口貞一郎	一・〇〇〇円	
大字桐山		
奥田 治	一・〇〇〇円	
奥田 滋則	一・〇〇〇円	
川端 清信	一・〇〇〇円	
南野 通夫	二・〇〇〇円	
道端 一郎	一・〇〇〇円	
道端 貞儀	一・〇〇〇円	
大字二河原辺		
新田 勇	一・〇〇〇円	
山本 庄三	一・〇〇〇円	
団体		
やよい会	三・〇〇〇円	
若妻会	三・〇〇〇円	
大字千早		
池田製材所	一・〇〇〇円	
大西伊三郎	一・〇〇〇円	
片井 重信	一・〇〇〇円	
杉本 音七	一・〇〇〇円	
田川 悦子	一・〇〇〇円	
豊田喜八郎	一・〇〇〇円	
豊田 圭郎	一・〇〇〇円	
豊田惣左衛門	一・〇〇〇円	
広崎 勝治	一・〇〇〇円	

歳末たすけあい

寄付者芳名

(敬称略五十音順)

年金に老後の夢を 託しましょう



ご相談は
千早赤阪村農業委員会
農業協同組合へどうぞ

農業者年金制度はあなたのためにある制度です。

身体障害者航空 運賃の割引について

は、会社が介護能力のあると認め
る満十二才以上の旅客で身体障害

名に適用されます

なお、介護者と

害者は、航空券の購入時および航

空便搭乗時に、会社係員に身体障

害者手帳を呈示してください。

※本運賃の適用を受ける身体障

害者は、航空券の購入時および航

空便搭乗時に、会社係員に身体障

害者手帳を呈示してください。

※本運賃の適用を受ける身体障

害者は、航空券の購入時および航

空便搭乗時に、会社係員に身体障

害者手帳を呈示してください。

◎設定運賃

身体障害者割引運賃とし普通大

人片道運賃の二十

五割引相当額と

します。

◎運賃の適用条件

各都道府県知事

が発行する身体障

害者手帳の交付を

受けている身体障

害者で、同手帳の

国鉄旅客運賃減額

欄に第一種と記入

されている身体障

害者が、介護者と

ともに、旅行する

場合に当該身体障

害者及び介護者一

名に適用されます

なお、介護者と

害者は、航空券の購入時および航

空便搭乗時に、会社係員に身体障

害者手帳を呈示してください。

者と同時に同一区間を旅行する旅
客をいい、身体障害者が単独で旅
行する場合には本運賃の適用はい
たしません。

航空券の購入

本運賃の適用を希望される身体

障害者及びその介護者は旅行開始

前に同一塔乗区間を同時に購入し

ていただきます。航空券の発売は

各航空会社支店、営業所並びに各

社の指定代理店で行います。

◎運賃設定区間

本運賃の設定区間は、日本航空

㈱・全日本運輸㈱・東亜国内航空

㈱・南西航空㈱及び日本近距離航

空㈱の定期航空路線の国内線全区

間とします。

休日診療について

休日診療当直予定表

月 日	医 院 名	住 所	電 話
2月11日(祭)	児島医院	富田林市寺池台1丁目9-72	07212 ⑨1406
16日(日)	横田医院	富田林市久野喜台2丁目5-5	07212 ⑨1984
23日(日)	江村医院	富田林市寿町2丁目3-2	07212 ③2006
3月2日(日)	村田医院	富田林市青葉ヶ丘町8-2	0723 ⑤6241
9日(日)	橋本医院	富田林市甲田(川西)167	07212 ③6065
16日(日)	尾山医院	富田林市竜泉684	07212 ③3139
21日(祭)	関医院	富田林市久野喜台1丁目1-7	07212 ⑨0650
23日(日)	中嶋医院	富田林市若松町5丁目8-15	07212 ③2113
30日(日)	山村医院	富田林市桜井町1丁目16-26	07212 ③2678
4月6日(日)	綿谷医院	富田林市喜志町3丁目6-25	07212 ③2960
13日(日)	杉田医院	富田林市富田林町12-25	07212 ③2344
20日(日)	田辺医院	富田林市寺池台1丁目9-72	07212 ⑨1473
27日(日)	大槻医院	南河内郡河南町一須賀635	07212 ④1581
29日(祭)	天城医院	南河内郡太子町春日93	07219 ⑧1163

◆診療時間

▽ 午前九時から十二時までと午後一時から六時まで
▽ 往診はできません。

心配ごと相談日

心配ごと相談日程はつぎのとおりです。どんなことでもご相談に応じますからお気軽にお越しください。

回時間 午後一時より三時まで
回場所 庁舎別館(診療所二階)

相 談 日		
2月	3月	4月
10日(月)	3日(月)	10日(木)
20日(木)	10日(月)	21日(月)
	20日(木)	30日(木)
	31日(月)	

苦情はこのようにして

処理します

しまった、悪いものを買わされたという経験をお持ちでしょう。国民生活センターの「国民生活動向調査」によれば商品・サービスの購入者の約四分の一が不満を訴えています。

消費者からの苦情相談は、各省庁や地方公共団体の窓口でも直接受け付けていますし、通産省私書箱一号のような郵便による苦情相談方法もあります。

また、国民生活センター(東京

四四三六二二一)や全国にはりめぐらされた一三一個所の消費生活センターでは、専門の相談員をおいて電話・来訪・郵便など消費者が一番便利な方法で迅速に苦情相談を受け付けて処理しています

明るい笑顔で
ひとことあいさつ

「おはようございます」
明るい朝のあいさつが一日中を楽しくします。
人と人との暖かいつながりはちよっとした「あいさつ」から始まります
「ありがとう」
この言葉の中には
あたたかい愛情を含んでいます。そうして明るいよるこびや励ましの心を持っています。なごやかなあいさつで、明るい村をつくりましょう
「おはようございます」
「ありがとう」と
子供の時から言えるようにしましょう。

△明るいあいさつを
しよう▽

編集室より

次回号より、日頃みなさんの思っていること、将来のこと、又は詩や俳句などを広報紙に記載したいと思しますのでお寄せください。これからも、みなさんによるこぼれるような広報紙を作成していきたいと思えます。

役場観光課広報係
◇次回原稿締切日は
三月二十日です。

